

医療訪問看護利用料金表

令和6年6月1日

1. 基本訪問看護料金表(1回の訪問看護の利用料)

医療保険における訪問看護は、原則1日1回(1回の訪問は90分まで)週3日までと規定されています。ただし、病名、医師の指示によっては、複数回や90分以上の訪問が可能な場合もあります。

看護師による訪問		①	②	①+②	自己負担割合別 負担金額		
		基本療養費	管理療養費	合計	1割の方	2割の方	3割の方
月の初日	週3日まで	5,550円	7,670円	13,220円	1,320円	2,640円	3,970円
	週4日以降 *	6,550円	7,670円	14,220円	1,400円	2,800円	4,200円
月の2回目以降	週3日まで	5,550円	3,000円	8,550円	860円	1,710円	2,570円
	週4日以降	6,550円	3,000円	9,550円	960円	1,910円	2,870円
専門の研修を受けた看護による訪問(月1回のみ)				12,850円	1,290円	2,570円	3,860円
同日の2回目の訪問				4,500円	450円	900円	1,350円
同日の3回目(2回目は算定しない) 同日4回目以降は保険適応外				8,000円	800円	1,600円	2,400円
入院中の外泊の訪問看護				8,500円	850円	1,700円	2,550円

* 週は日曜日が起点のため、前月から続く訪問の場合は、月の1日目でも週4日目以降の算定の場合があります。

理学療法士による訪問		①	②	①+②	自己負担割合別 負担金額		
		基本療養費	管理療養費	合計	1割の方	2割の方	3割の方
月の初日		5,550円	7,670円	13,220円	1,320円	2,640円	3,970円
月の2回目以降		5,550円	3,000円	8,550円	860円	1,710円	2,570円

2. 加算料金表(状況やご要望に応じて加算させて頂く利用料)

加算項目			加算単位	金額	自己負担割合別 負担金額		
					1割の方	2割の方	3割の方
24時間対応体制加算			1月につき	6,800円	680円	1,360円	2,040円
緊急訪問看護加算	月14日目まで		1日につき	2,650円	270円	530円	800円
	月15日目以降		1日につき	2,000円	200円	400円	600円
夜間・早朝訪問看護加算(18時~21時/6時~8時)			1回につき	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22時~6時)			1回につき	4,200円	420円	840円	1,260円
長時間訪問看護加算			週1回に限り	5,200円	520円	1,040円	1,560円
特別管理加算Ⅰ			1月につき	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ			1月につき	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算			2回まで	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算			2回まで	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算			退院日	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算			1月につき	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算			月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算			1月につき	2,500円	250円	500円	750円
複数名訪問看護加算			週1日につき	4,500円	450円	900円	1,350円
DX情報活用加算			1月につき	50円	10円	10円	20円
情報提供療養費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ			1月につき	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ			1月につき	780円	80円	160円	230円
ターミナルケア療養費			死亡月	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

3. その他の費用(保険適用外の料金)

項目	算定単位	金額(非課税)	内容
複数回の訪問	30分につき	4,500円	同日4回目以降の訪問
保険適用外の訪問看護	1回につき	利用料の10割	自費で利用の場合(90分以内)
	死亡時		医師の死亡診断時刻以降の訪問

運営規定で定めたその他の費用	金額(税別)	
休日の訪問看護	1回につき	3,000円 土・日・祝および 12月29日～1月3日
エンゼルケア	—	5,000円 永眠時の処置を希望された場合

4. キャンセル料

対象	料金	
中止・変更等の連絡がなくご自宅に訪問をした場合	利用者負担金の100%	利用者様の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

医療保険が適用となる疾病

- 1 厚生労働大臣が定める疾病等の場合
 - ① 末期の悪性腫瘍
 - ② 多発性硬化症
 - ③ 重症筋無力症
 - ④ スモン
 - ⑤ 筋萎縮性側索硬化症(ALS)
 - ⑥ 脊髄小脳変性症
 - ⑦ ハンチントン病
 - ⑧ 進行性キンジストロフィー症
 - ⑨ パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病(ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度の者に限る))
 - ⑩ 多系統萎縮(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群)
 - ⑪ プリオン病
 - ⑫ 亜急性硬化性全脳炎
 - ⑬ ライソゾーム病
 - ⑭ 副腎白質ジストロフィー
 - ⑮ 脊髄性筋萎縮症
 - ⑯ 球脊髄性筋萎縮症
 - ⑰ 後天性免疫不全症候群
 - ⑱ 頸髄損傷
 - ⑳ 人工呼吸器を使用している場合
- 2 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合
- 3 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

特別管理加算の対象の疾病等

特別管理加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/> 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 <input type="checkbox"/> 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/> 以下の指導管理を受けている状態 在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 <input type="checkbox"/> 人工肛門または人工膀胱を設置している状態 <input type="checkbox"/> 真皮を超える褥瘡の状態 <input type="checkbox"/> 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者